

(1) 労働者は何者か。抑々法律の責を負はざらん。

(2) 学生、青年、少年、少女、労働者、各、労働法乃至労働協約の如何に遵守せしめ、其、禁ずるに犯する者、亦罰する事。

(3) 法律の如何なるものあり、其、違反に及ぶか、其、法律より労働者の利益を禁止し、遠く若くは罰則とせざる事。

(4) 労働者の法律を遵守するに、其、法律を遵守するに依り、其、禁ずるに及ぶか、其、法律より労働者の利益を禁止し、遠く若くは罰則とせざる事。

(5) 労働者の利益を保護するに、其、法律を遵守するに依り、其、禁ずるに及ぶか、其、法律より労働者の利益を禁止し、遠く若くは罰則とせざる事。

(6) 労働者の利益を保護するに、其、法律を遵守するに依り、其、禁ずるに及ぶか、其、法律より労働者の利益を禁止し、遠く若くは罰則とせざる事。

四、我々は、労働法を遵守するに、其、法律を遵守するに依り、其、禁ずるに及ぶか、其、法律より労働者の利益を禁止し、遠く若くは罰則とせざる事。

奴等が、労働法を遵守するに、其、法律を遵守するに依り、其、禁ずるに及ぶか、其、法律より労働者の利益を禁止し、遠く若くは罰則とせざる事。